

泊発電所 3号炉 審査資料	
資料番号	資料 1 - 5
提出年月日	令和 6 年 2 月 5 日

ヒアリングにおけるコメント回答資料

指摘事項

No. 8 (230803-20)	耐震 設計方針	39 条, 40 条等において, 設計基準拡張をどのように扱うのかが分かるような資料を用いて説明すること。
----------------------	------------	---

● 重大事故等対処設備（設計基準拡張）の定義

重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備

→ 設計基準対象施設として設計されており, かつ新たに機能を付加させていない設備について,

設計基準対象施設としての機能を重大事故等発生時に期待しているもの

重大事故等対処設備（設計基準拡張）の分類を下図に示す。

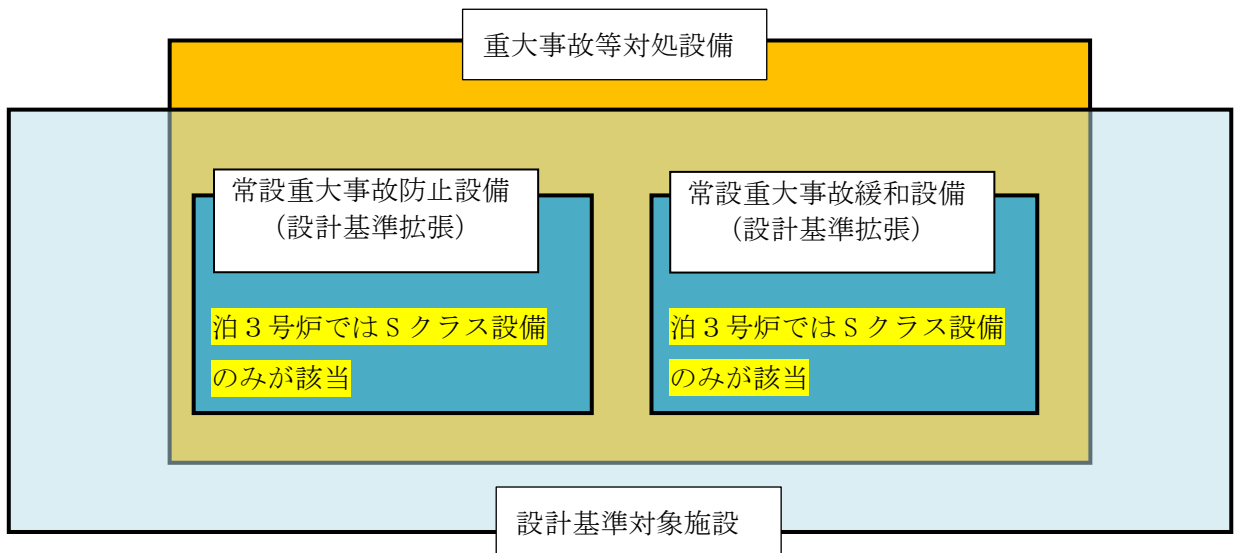


図 重大事故等対処設備（設計基準拡張）の分類

常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）については, 設置許可基準規則の第 39 条で要求がある施設区分には該当しないものの, 重大事故等対処設備（設計基準拡張）に対して重大事故等発生時にその機能を期待していることから, 第 39 条における施設区分に対する要求を準用して設計する方針とするものである。

泊 3 号炉では, 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）は, S クラス設備のみが該当し, 設計基準対象施設としての機能を重大事故等時に期待するものであることから, S クラス設備として 3 条（地盤）, 5 条（耐津波設計）への基準適合を設計基準対象施設として確認している。また, 重大事故等対処設備としての 38 条（地盤）及び 40 条（耐津波設計）への適合性確認についても, 設計基準対象施設としての確認と同等のものとなることを確認している。

以上